

児童扶養手当 所得制限限度額による収入の一覧表

扶養親族の数	受給者本人		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 380,000円ずつ加算	以下 380,000円ずつ加算

1. 上記の表がそのまま適用できるのは、各種控除、特定扶養、老人扶養、養育費、非課税年金等が全てない場合のみです(全員一律8万円控除適用を前提とする)。注1～3参照
2. 受給者本人が全部支給の所得制限限度額を超えていた場合、10円刻みで個別に手当額を算定して支給します。一部支給の所得制限限度額を超えていた場合、手当は全部支給停止(0円)となります。
3. 扶養義務者が所得制限限度額を超えていた場合、受給者本人の所得に関わらず、手当は全部支給停止(0円)となります。

注1 受給者本人のみ、以下の収入がある場合、所得額に算入してください。

- ・ 障害年金を受けている場合、前年中に受け取った額を、公的年金等の雑所得の計算方法により算定した額
- ・ 養育費を受けている場合、前年中に受け取った額の8割分

注2 各種控除がある場合は、次の額を**所得額から引いて**算定してください。

なお、全員一律で社会保険料相当として8万円を控除します。

医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除・・・	そのままの額
ひとり親控除(扶養義務者・養育者のみ)	35万円
寡婦控除(扶養義務者・養育者のみ)	27万円
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
勤労学生控除	27万円
給与所得からの控除	最大 10万円
課税又は非課税の公的年金からの控除	最大 10万円

注3 特定・老人扶養控除がある場合は、次の額を**所得制限限度額に加算**して算定してください。

扶養控除の種別	受給者本人	扶養義務者
特定扶養控除 (前年末時点で16～18歳の一般扶養を含む)	特定扶養1人につき15万円	—
老人扶養等控除 (前年末時点で70歳以上の者に限る)	老人扶養・老人控除対象配偶者 1人につき10万円	老人扶養1人につき (老人扶養のみの場合2人目以降)6万円